改正後	改正前
備考　1～9　［略］ 10　繰延税金資産と繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として記載すること。	備考　1～9　［略］ 10　投資その他の資産に記載すべき繰延税金資産と固定負債に記載すべき繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として記載すること。流動資産に記載すべき繰延税金資産と流動負債に記載すべき繰延税金負債とがある場合についても、同様とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（ガス事業会計規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　ガス事業会計規則の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下に点線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下に点線を付した部分のように改める。

改正後				改正前			
附則別表第1（附則第4条関係）				**附則別表第1**（附則第4条関係）			
		収益				収益	
款	項	備考		款	項	備考	
［略］	［略］	［略］		［略］	［略］	［略］	
その他収益	［略］			その他収益	［略］		
	受取利息				受取利息		
	雑収入	［略］			雑支出	［略］	
備考　表中の［　］の記載は注記である。							

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後のガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号）及びガス事業会計規則の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第十八号）の規定は、平成三十年四月一日以後開始する事業年度に係る会計の整理について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

告　示

○総務省告示第二百四号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百四十一条第一項の規定に基づき、水底線路の保護区域を次のとおり指定する。

なお、昭和五十七年郵政省告示第五百七十号（水底線路の保護区域を指定する等の件）の第五号、平成元年郵政省告示第七百九十五号（水底線路の保護区域を指定する等の件）の第四号及び平成八年郵政省告示第五十一号（水底線路の保護区域を指定する件）の第一号に係る水底線路の保護区域の指定は、解除する。

平成三十年六月十九日

総務大臣　野田　聖子

第一号

一　敷設区間

神津島～式根島間

（神津島側）東京都神津島村鳴穴一番地

（式根島側）東京都新島村式根島九四九番

二　保護区域

線条の左右各五〇メートル以内の区域

三　敷設状況

水底線路一条、別図のとおり

第二号

一　敷設区間

式根島～新島間

（式根島側）東京都新島村式根島九四九番

（新島側）東京都新島村字黒根二三番

二　保護区域

線条の左右各五〇メートル以内の区域

三　敷設状況

水底線路一条、別図のとおり